



スズメバチ駆除費補助金 交付制度のご案内



○概要

市では、スズメバチによる危険を防止し、市民生活の安全を図るため、スズメバチの巣を駆除した方へ補助金を交付します。※市では巣の駆除は行っていません。

○駆除対象

スズメバチの巣

（ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類の巣：オオスズメバチ、キイロスズメバチなど）

※1 アシナガバチ、ミツバチなどは補助金の交付対象外

※2 冬季に巣の中の蜂が死滅し、空巣となったものは、補助金の交付対象外

○補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次の（１）～（３）にすべて該当する必要があります。

- （１）スズメバチが営巣している市内の土地及び家屋等を所有若しくは管理するもの。
- （２）登録駆除業者に委託することにより、スズメバチの営巣の駆除を行っていること。
- （３）市税を滞納していないこと。

※賃貸借契約に使用されている住宅（アパートや貸家等）や事業に使用されている工場、商業施設、事務所等の建物にできたスズメバチの巣の駆除は対象外。

○補助金額

駆除に要した費用の２分の１の額（上限５，０００円、１００円未満は切り捨て）

※駆除を行うために建築物の一部を破壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は、駆除依頼者の負担とします。

※補助金の予算には限りがあります。予算が終了しだい補助金申請は終了となりますので、お早めにご申請ください。

○申請方法

- （１）スズメバチの巣を発見
- （２）スズメバチの駆除依頼（裏面の登録駆除業者一覧から委託業者を選び、駆除を依頼）
- （３）登録駆除業者による巣の撤去作業
- （４）駆除費の支払（申請者が駆除業者へ駆除費を支払）
- （５）市役所環境衛生課に申請書を提出（領収書の発行日から３０日を経過する日まで）
（申請書は、市ホームページからダウンロードしていただけます。また、環境衛生課窓口で配布しております。）

▼提出書類

申請書に以下の書類を添えて環境衛生課窓口で申請してください

- ・スズメバチの巣の駆除に要した費用についての領収書の写し
- ・写真（現場の全景、駆除前のスズメバチの巣の状況、駆除後のスズメバチの巣及びスズメバチの巣があった場所の状況（各1枚で合計4枚））
- ・補助金は口座振込になりますので、申請者と同一名義の口座が確認できるもの（通帳など）と印鑑をお持ちください。

登録駆除業者一覧（登録順）

登録駆除業者名	住所	電話
公益社団法人 深谷市シルバー人材センター	上野台 2567	573-3345
関東薬品消毒 株式会社	上柴町東6丁目13番5号	572-4655
ビソー工業 株式会社	上野台 3009—11 101号	551-3707
小林プランニング	江原 249—6	090-4845-9613
株式会社 日本グリーン企画	人見479—4	572-8441

巣の駆除料金は、登録駆除業者それぞれが独自に定めているので、業者毎に異なります。

また、巣を作った場所や巣の大きさ等により駆除料金が異なりますので、金額を確認してから作業を依頼してください。

深谷市シルバー人材センターは、地上より4m以上の高所にある巣、直径50cm以上の巣及び、技能を要する場所にある巣など、対応ができないものがあります。

※蜂の巣をご自身で駆除される方に、蜂の巣駆除用の防護服を無償で貸し出します。数に限りがありますので、ご希望の方は環境衛生課に電話で確認してから、環境衛生課の窓口にご来庁ください。



【申請・問い合わせ先】

深谷市役所 環境衛生課

住所 深谷市仲町11-1

電話 048-571-1211（内線3414）

（受付）土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで